

児童扶養手当の支給期間延長について

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、FAX 58-2293)

児童扶養手当を受給されている方で、児童が18歳に達したことで3月31日に喪失となる方のうち、この児童が心身に基準以上の障がいがある場合、手続きをすることで20歳未満まで受給期間を延長することができます。

延長には、支給期間延長届の提出が必要となります。詳しくは、子育て支援課にお問合せください。



今年度の人間ドック受付は3月6日まで

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

令和元年度(3月まで)の人間ドックの受付は3月6日(金)で終わります。令和2年度(4月から)の受付は4月1日(水)から始まります。

申請後、お手元に「人間ドック・脳ドック受診券」が届いた後に病院の予約をお願いします。令和2年度の内容などについては「広報のみ」4月号でお知らせします。

▶ 申請場所 健康推進課、市民窓口課、寺井・根上窓口センター



3月29日・4月5日に臨時窓口を開設します

窓口の待ち時間の短縮と住民サービスの向上を図ります

春は、入学・就職・転勤などの季節です。このため、年度末から年度初めにかけ、住民異動の手続きが集中し、窓口が大変混雑するため、来庁された方にご迷惑をおかけしています。そこで、窓口の混雑の緩和と住民サービスの向上を図るため、日曜日に臨時窓口を開設しますので、ご利用ください。

- ▶ 開設日 3月29日(日)、4月5日(日)
- ▶ 開設時間 9時～16時
- ▶ 開設場所 能美市役所 本庁舎1階
- ▶ 注意事項

・他市町村や関係機関との連携を必要とする業務などは、取り扱えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

・来庁者の本人確認ができる運転免許証などをお持ちください。(印鑑登録証明書の請求には、「印鑑登録証」をお持ちください。)

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

窓口	取扱業務
市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・転入、転出、転居などの受付 ※マイナンバーカードを利用した転入手続きはできません。 ・印鑑登録申請受付 ・住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書交付 ・マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新など
保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に関する手続き ・後期高齢者医療保険に関する手続き

マイナンバーカード受け取りの休日窓口

日時 3月8日(日)、29日(日) 9時～16時

場所 市役所本庁舎 市民窓口課

※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で、休日窓口(市民窓口課)での受け取りを希望される方は、4日前までに市民窓口課へご連絡ください。

風しんクーポン券が届いた方へ クーポン券の有効期限は3月31日までです 抗体検査・予防接種はお済みですか？

問い合わせ・申し込み / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性には、令和元年6月下旬に風しん抗体検査・予防接種に使えるクーポン券をお届けしました。

今年度お届けしたクーポン券の有効期限は3月31日(火)までです。有効期限を過ぎたものは使用できなくなりますので、お早目に抗体検査・予防接種をお願いします。



▶ 対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

※令和元年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性にクーポン券をお届けしました。

※その他の対象の方には、令和2年4月中にクーポン券をお届けします。

抗体検査・予防接種までの流れ

①お届けしたクーポン券を利用して、抗体検査を次のいずれかの方法で受けます。

- ・指定医療機関で受ける
- ・事業所健診(社保の方)と同時に受ける
- ※今年度の能美市特定健診は終了しました(国保の方)



②抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。



③お届けしたクーポン券を利用して、指定医療機関で風しん第5期定期予防接種を受けます。

- ・詳しくは、クーポン券に同封されているご案内をご覧ください。

あなたの健康は大丈夫？4月スタート！ 栄養教室(木曜日コース) 受講者募集

あなたの健康は大丈夫？4月スタート！

栄養教室(木曜日コース) 受講者募集

問い合わせ・申し込み / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

健康は毎日の食事から。より健やかに生きるために、食について学んでみませんか。市民の方ならどなたでも受講できます(以前に受講し、修了していない方も受講できます)。

修了後は、食生活改善推進員として、食に関するボランティア活動に参加できます。

▶ 受講内容

講義：実践を交えながらの学習

生活習慣病予防の食事とは

食品衛生と食環境保全

健康づくりのための運動 など

実技：調理実習

減塩メニュー/バランスメニュー/郷土料理 など

▶ 日程 4月16日、4月30日、5月21日、6月11日、6月25日、7月9日、7月30日(計7回)

▶ 時間 9時30分～12時30分ごろ

▶ 場所 健康福祉センター「サンテ」

- ▶ 費用 1,300円(教材代)
- ▶ 定員 20人
- ▶ 申込締め切り 4月6日(月)



前回(9月～12月)の参加者の声(一部)

参加のきっかけ

- ・気軽に申し込んだ。栄養の基礎を学び、家族の栄養について再確認したい。
- ・「とりあえず」の食事になってしまい、バランスが気になっていた。
- ・健診で値の悪いものがあり、改善したいと思った。

参加後の感想

- ・一人で参加したが、皆と意見交換しながら楽しく学ぶことができ、良い機会だった。
- ・いつも使用している材料が作り方で変わり、薄味でおいしく食べることができた。
- ・自分の味付けが濃いことを実感できた。塩分と糖分のとりすぎに気を付けたい。



手続きは4月1日までにお忘れなく 手放された軽自動車やバイクの各種手続きはお済みですか

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

▶ 名義変更、登録抹消

軽自動車税は4月1日現在の軽自動車やバイクの登録者に課税されます。譲渡した場合は名義変更を、廃棄した、盗難にあった、または車両が使用不能になった場合は登録の抹消手続きを4月1日(水)までに済ませてください。

第三者に依頼して手続きをした方は、依頼した方に手続きが完了しているかを確認してください。手続きが完了していないと、軽自動車やバイクを手放したにもかかわらず、軽自動車税(種別割)が課税されます。

▶ 名義変更や登録抹消の手続き窓口

車種	窓口	手続きに必要なもの
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会石川事務所 金沢市直江東2丁目123番地1	取り扱い窓口にお問い合わせください 軽自動車検査協会石川事務所 (☎ 050-3816-1853)
二輪 (125cc超)	北陸信越運輸局石川運輸支局 金沢市直江東1丁目1番	取り扱い窓口にお問い合わせください 北陸信越運輸局石川運輸支局 (☎ 050-5540-2045)
原動機付自転車 (50～125cc) ミニカー 小型特殊自動車	税務課 寺井・根上窓口センター	【名義変更】 1. 所有者および使用者の印鑑 2. 旧所有者および旧使用者の印鑑 3. 申請する方の身分証明書(運転免許証等) 4. 譲渡証明書(押印のあるもの) 5. 自賠責保険証 6. 使用中のナンバープレート 7. 標識交付証明書 【登録抹消】 上記1、3、6、7



ものづくりのGENBAを見に行こう 春休み親子ものづくり企業見学ツアーに参加しよう！

情報発信元 / 観光交流課 (☎ 58-2211、FAX 58-2297)

能美市・小松市は、伝統工芸の九谷焼をはじめ、繊維、機械など古くからのものづくりの盛んな地域です。普段はなかなか見ることのできない、ものづくりのGENBA(ゲンバ)を見学してみませんか？

▶ コース

- ① 九谷焼のGENBA編 (九谷焼資料館→榎青郊→二股製土所→宮想製陶所/深香陶窯)
- ② ものづくりのGENBA編 (コマツ→榎タガミ・イーエクス→榎中東)
- ③ 航空機のGENBA編 (小松空港 JAL / ANA)

▶ 開催日程

- ① 3月25日(水) 10時～15時30分頃
- ② 3月27日(金) 10時～16時30分頃
- ③ [JAL] 3月28日(土) 9時～12時頃
[ANA] 3月31日(火) 14時30分～17時頃

▶ 対象 新4年生以上の小学生とその保護者



▶ 定員 ①②各10組20名

③ JAL・ANA各15組30名

▶ 申込締切 ①②3月18日(水)

③3月13日(金)

▶ 参加費 無料

▶ 申込先・お問い合わせ先 こまつもしもセンター (☎ 20-0404)

▶ 留意事項 ①②では道の駅こまつ木場瀧で昼食をとります(自己負担)。

・応募多数の場合は抽選となります。



所得税の確定申告、市民税・県民税の申告の提出期限が近づいています 確定申告はお早めに 申告の提出期限は3月16日まで

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告の提出期限は次のとおりです。

▶ 提出期限 3月16日(月)16時

確定申告の相談を次のとおり受付しています

▶ 相談受付 ～3月16日(月)9時～16時

▶ 会場 市役所本庁舎 大会議室



【注意事項】

- ・事業所得等の収支内訳書が必要な申告、住宅に関する特別控除、土地・建物・株式等の譲渡所得を含む申告については、小松税務署での受付となります。
- ・添付書類に不備があると、受付できない場合がありますので、お早めにお越しください。



狂犬病予防注射は飼い主の義務です ペットを飼ったら責任を持って

問 / 生活環境課 (☎ 58-2217、FAX 58-2292)、南加賀保健福祉センター (☎ 22-0795)

● 狂犬病予防注射

犬は、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬の登録をした飼い主の方に、3月下旬に「定期狂犬病予防注射のお知らせ」のはがきを送付します。

実施日	会場	時間
4月8日 (水)	佐野町学習等供用施設 (佐野町公民館)	10:15～10:50
	粟生町学習等供用施設 (粟生町公民館)	11:10～11:40
	寺井地区公民館	13:00～14:00
4月9日 (木)	宮竹コミュニティセンター	10:15～10:40
	緑が丘会館	11:00～11:40
	能美市役所 本庁舎	13:00～13:40
4月10日 (金)	国造コミュニティセンター	14:00～14:20
	根上学習センター	10:15～11:00
	道林町学習等供用施設 (道林町公民館)	11:20～11:40
4月10日 (金)	大浜町学習等供用施設 (大浜町公民館)	13:00～13:30
	福岡町学習等供用施設 (福岡町公民館)	13:50～14:20
狂犬病予防注射		費用
狂犬病予防注射料金		2,950円
狂犬病予防注射済票交付手数料		550円
合計		3,500円

接種時の持ち物

案内はがきと費用

※おつりが出ないようにご協力ください。



● 犬の登録・変更届・死亡届など

1. 犬を飼ったとき

生後91日以上の子犬は、市への登録が義務付けられています。一度の登録で生涯有効ですので、未登録の方は犬登録手数料(3,000円)を持って、生活環境課または寺井・根上窓口センターで手続きをしてください。

2. 犬が能美市へ転入したとき

前回登録した市町村の鑑札を持って、生活環境課または寺井・根上窓口センターで手続きをしてください。

3. 犬が能美市から転出したとき

能美市が発行した鑑札を持って、転出先の市町村で手続きをしてください。

4. 犬の飼い主が変わったとき

鑑札を持って、生活環境課または寺井・根上窓口センターで手続きをしてください。※飼い主が市外の方になった場合は、転出先の市町村で手続きをすることになります。

5. 犬が死亡したとき

鑑札を持って、生活環境課または寺井・根上窓口センターへ届出をしてください。

6. 飼い犬が人をかんだとき

南加賀保健福祉センターへ「飼い犬こう傷届」を提出する義務があります。

● ペットの火葬

手取郷斎場(☎ 55-0512)で、火葬(有料)することができます。事前に斎場へご連絡ください。